

奨学資金返還金の口座振替による納入のご案内

奨学資金の返還について、口座振替による納入を希望する方は、下記により取扱金融機関で直接、手続きをしてください。

1 手続

・提出書類

「(茨城県) 奨学資金等返還金口座振替(新規・解除・変更)依頼書」(3枚複写)

・提出時期

返還月(6月または12月)の2カ月前まで

(例: 6月の返還から口座振替とする場合、4月30日まで

12月の返還から口座振替とする場合、10月31日まで)

・提出先

取扱金融機関に直接提出してください。

2 取扱金融機関(次の茨城県指定金融機関及び茨城県収納代理金融機関)

(全国の本店・支店で取扱可)

常陽銀行、筑波銀行、みずほ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、東邦銀行、
足利銀行、千葉銀行、福島銀行、水戸信用金庫、結城信用金庫、銚子信用金庫、
横浜幸銀信用組合、中央労働金庫

(茨城県内の本店・支店で取扱可)

茨城県信用組合、茨城県信用漁業協同組合連合会、茨城県信用農業協同組合連合会、
農業協同組合

3 口座振替日等

・納期限の日(原則として返還月の月末。ただし、月末が金融機関の休業日の場合は、前営業日となります。)

・振替日に口座の残高不足等で振替ができなくならないよう、ご注意ください。

(各返還月の月上旬頃に、納入通知書を送付しますので、口座の残高をご確認ください。)

・振替ができなかった場合、再振替は行いません。その場合は、納付書等を送付しますので、金融機関の窓口やコンビニエンスストア等で納入してください。

(問合せ先)

茨城県教育庁学校教育部高校教育課 管理担当

〒310-8588 茨城県水戸市笠原町 978 番 6

電話 029-301-6045/5245